

1. 実施方針

- ・「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）の趣旨を踏まえ、様々な事情により工期延伸が不可能又は困難な建設現場における休日確保の取り組みを推進する。
- ・工期を延長せず休日の確保のため、①工期短縮可能な施工方法の導入、②工事に関係する技術者・技能労働者等（以下「技術者等」と言う。）の交替制導入による技術者等の個人単位での休日確保を行う場合、必要な経費について契約変更の対象とする。
- ・受注者は、本試行による対策、上記①、②の必要がある場合は、「空港土木工事における工物品質確保調整会議の設置について」（令和5年2月15日付け国空空技第477号）による工物品質確保調整会議の場で発注者と調整・協議を行い、取組内容及び実施方法を決定する。

2. 対象工事

試行対象工事は、空港請負工事積算基準を適用する全ての工事（ただし、維持工事は除く。）とする。

3. 休日を確保した工事の試行

休日を確保した工事（週休2日（工期指定））を試行する。

4. 試行内容

本試行は、様々な事情により工期延伸が不可能又は困難な工事において、休日の確保が困難となる場合に、工期延伸を行わず施工方法の変更による工期短縮や工事に関係する技術者・技能者等（以下「技術者等」と言う。）の交替制導入を行う。

受注者は、本試行による対策の必要がある場合は、工物品質確保調整会議の場で発注者と調整・協議を行い、取組内容を決定する。

なお、工期末日までに本試行による取り組みを行わずに工事を完了することも可能とする。

（1）施工方法変更による対策

施工方法を変更して工期短縮を行う場合は、下記の例による対策のほか工事内容に合わせ、適切な施工方法を選択するものとする。

1）具体的な対策の例

- ・NETIS登録技術の採用による生産性向上 等（例：プレキャスト部材の導入）

2）上記対策により費用の変更が生じる場合は、契約変更の対象とする。

3）休日の確認方法について

工事現場の閉所を確認することにより行うものとし、詳細については「空港土木工事における建設現場の「週休2日」の取得に要する工事費等の補正の一部改定について（試行）」（令和6年3月22日付け国空空技第632号）の内容によるものとする。

4）積算方法について

当初契約においては、月単位の4週8休以上の達成を前提とし、「空港土木工事における建

設現場の「週休2日」の取得に要する工事費等の補正の一部改定について（試行）」（令和6年3月22日付け国空空技第632号）により労務単価、機械経費（賃料）、共通仮設費率および現場管理費率に補正係数を乗じた費用を計上し、本試行による対策を講じた場合は、以下のとおりとする。

① 本試行による対策を講じ週休2日を達成した場合

本試行による対策を講じた結果、4週8休以上を確保した場合には、労務単価はその達成状況に応じて補正係数を乗じた費用を計上するものとし、機械経費（賃料）、共通仮設費率および現場管理費率は当初計上している補正係数を乗じた費用を減額するものとする。

② 本試行による対策を講じたが週休2日を達成できない場合

本試行による対策を講じた結果、4週8休以上を達成できなかった場合においては、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率および現場管理費率は当初計上している補正係数を乗じた費用について減額するものとする。

（2）技術者等の交替制による対策

工事現場の閉所による休日確保を行う代わりに、工事現場に関わる技術者等の交替制を導入し、技術者・技能者等の個人単位での休日取得を図るものとする。

1）休日の確認方法について

確認の対象は、一部の例外（下記参照）を除き施工体制台帳に記載された建設会社等の技術者等全員とし、交替制の対象となる期間に対し対象者1人ずつの休日取得状況を確認するものとする。

また、確認方法は、受注者が施工計画書（変更含む）に明記し、導入前に受注者が提案し監督職員と協議するものとする。

① 休日取得状況確認対象の例外について

測量等に関わる技術者等、交通誘導警備員、資材運搬等を行う運送業者等、安全監視船の船員のほか建設業法によらない業者等のほか建設業法によらない業者等

② 工事従事期間が連続して1週間程度以内の技術者等については、確認の対象としない。

2）積算方法について

当初契約においては、月単位の4週8休以上の達成を前提とし、「空港土木工事における建設現場の「週休2日」の取得に要する工事費等の補正の一部改定について（試行）」（令和6年3月22日付け国空空技第632号）により労務単価、機械経費（賃料）、共通仮設費率および現場管理費率に補正係数を乗じた費用を計上し、本試行による対策を講じた場合は、以下のとおりとする。

① 本試行による対策を講じ週休2日を達成した場合

本試行による対策を講じた結果、4週8休以上を確保した場合には、労務単価はその達成状況に応じて補正係数を乗じた費用を計上するものとし、機械経費（賃料）、共通仮設費率および現場管理費率は当初計上している補正係数を乗じた費用を減額するものとする。

② 本試行による対策を講じたが週休2日を達成できない場合

本試行による対策を講じた結果、4週8休以上を達成できなかった場合においては、労務

費、機械経費（賃料）、共通仮設費率および現場管理費率は当初計上している補正係数を乗じた費用について減額するものとする。

③その他

施工方法の変更（施工時間の延長や夜間施工の追加等）により技術者等の勤務時間が変更になる場合は、労務単価等の費用について契約変更の対象とする。

5. その他

- 1) 本試行による取り組みを実施した結果、4週8休以上を達成できなかった場合において、4.
（1）施工方法変更による対策及び4.（2）2）③その他に要した費用の減額は行わない。
- 2) 本試行による取り組みを行わずに工事を完了し、4週8休以上を確保した場合には、その達成状況に応じて、労務単価、機械経費（賃料）、共通仮設費率および現場管理費率に補正係数を乗じた費用を計上する。

6. 特記仕様書への記載

本試行の対象工事は、別添－1 参考の特記仕様書に当該工事が試行工事である旨を記載する。

【特記仕様書記載例】

〇－〇「週休２日（工期指定）」の試行工事について

- （１）本工事は、様々な事情により工期延伸が不可能又は困難な工事において、週休２日（４週８休以上）の確保が困難となる場合に、工期延伸を行わずに施工方法の変更による工期短縮や工事に関係する技術者・技能者等の交替制導入を行う工事である。
- （２）受注者は、本試行による対策の必要がある場合は、工事品質確保調整会議の場で発注者と調整・協議を行い、取り組み内容を決定するものとし、必要な経費について契約変更の対象とする。
- （３）週休２日にかかる費用については、当初より月単位の４週８休以上の達成を前提とし、労務単価、機械経費（賃料）、共通仮設費率および現場管理費率に補正係数を乗じた費用を計上している。
- （４）本試行による対策を講じた結果、４週８休以上を確保した場合には、労務単価はその達成状況に応じて補正係数を乗じた費用を計上するものとし、機械経費（賃料）、共通仮設費率および現場管理費率は当初計上している補正係数を乗じた費用を減額するものとする。
- （５）本試行による対策を講じた結果、４週８休以上を達成できなかった場合においては、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率および現場管理費率は当初計上している補正係数を乗じた費用について減額するものとし、対策に要した費用の減額は行わない。
- （６）本試行による取り組みを行わずに工事を完了し、４週８休以上を確保した場合には、その達成状況に応じて、労務単価、機械経費（賃料）、共通仮設費率および現場管理費率に補正係数を乗じた費用の設計変更を行うものとする。
- （７） 週休２日にかかる補正係数は次のとおりである。

＜補正係数＞

【月単位の週休２日適用工事（４週８休以上）】

- ・ 労務費 1. 0 4
- ・ 機械経費（賃料） 1. 0 2
- ・ 共通仮設費率 1. 0 3
- ・ 現場管理費率 1. 0 5

【通期の週休２日適用工事（４週８休以上）】

- ・ 労務費 1. 0 2
- ・ 機械経費（賃料） 1. 0 2
- ・ 共通仮設費率 1. 0 2
- ・ 現場管理費率 1. 0 3